

LPガス・住宅設備機器・エネファーム
太陽光発電システム・リフォーム

はしもと株式会社

橋本市東家4丁目18-23(市役所東へ300m)
TEL (0736) 32-1208(代表)
フリーダイヤル 0120-32-1209

人生のフィナーレを、満足していただくお手伝いを、明日につながる架け橋を。

二つの会員制度でさらにお得に

華の会に入会していただくと
入会金無料 年会費無料 葬儀セット価格 **10%割引**

if 共済に入会していただくと
入会金 10,000円 年会費無料 さらに **5%割引**

花平直営の花店から新鮮なお花を直送
だから **高品質で豪華な祭壇**

メモリアルホール **花平市脇**
橋本市市脇4丁目8-10
0120-4242-78

保険なんてどこで契約しても同じと思いませんか？
私たち保険の専門家にご相談ください。

保険の総合アドバイス

ほけんの相談室

保険の無料相談 **受付中** 地域密着主義!

保険の専門家 からあなたに **最適な保険** をご提案いたします!

こちらまでお気軽にお問合せください

よしの保険

〒648-0073 橋本市市脇4丁目1-20
定休日:日曜・祝日
TEL **0736-33-3987**

よしの保険 検索

橋本商工会館 賃貸物件
(事務所むけ)のご案内

13坪
賃料 **100,100円/月**
(税込・共益費別)
東南の角部屋。採光が良く、明るなお部屋です。

3階

5坪
賃料 **38,500円/月**
(税込・共益費別)
小規模(1~2名程度)の事務所に適しています。

7階

【所在地】
橋本市市脇1丁目3番18号
京奈和道「橋本I.C.」から5分
国道24号「市脇」交差点かど来館のお客様用 〻 完備

橋本商工会議所 TEL 0736-32-0004

エールはしもとシールラリー
たくさんのご参加ありがとうございました!

エールはしもとシールラリーにつきまして、昨年の十一月から今年の一ヶ月にかけて、実施させていただきましたところ、たくさんのご参加をいただき、誠にありがとうございました。

「はしもと」のまちを楽しくめぐってほしい、地域の絆を深めたいという思いから、本事業を実施しました。皆様のご協力により、抽選において、前回・前々回を大きく上回る数の応募があり、大変喜ばしく思っております。また、応募と一緒にこの企画に対しての応援メッセージも送られてきており、私たちが開催して良かったなという気持ちになります。

これからも橋本管内での消費にご協力をいただき、はしもとのお店を楽しんでいただきたいと思います。

・とても楽しい企画があり、行き、素晴らしいお店があることを知ることが出来ました。ずっとこのイベントを続けていたきたいです。

・このイベントのおかげで行った事のないお店に行き、素晴らしいお店があることを知ることが出来ました。ずっとこのイベントを続けていたきたいです。

・このイベントは私の中で年末年始の恒例行事となっています。

・微力ながら橋本でお買い物する事で地元企業を応援出来ればと思います。



抽選をする平野会頭

いい企画だと思います。地元を元気にする企画とても素敵だと思います。よく利用する店がたくさんあるので応援したいと思います。

・楽しい企画をありがとうございます。たくさんの方に利用していただきありがとうございます。たくさんの方に利用していただきありがとうございます。

・このイベントは私の中で年末年始の恒例行事となっています。

・微力ながら橋本でお買い物する事で地元企業を応援出来ればと思います。

確定申告
提出期限
所得税は三月十五日(金)まで
消費税は四月一日(月)まで

令和五年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、令和六年二月十六日(金)から三月十五日(金)まで、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告は、令和六年四月一日(月)までとなっています。橋本商工会議所では、下記の通りの日程で、当所会員事業者の方を対象とする申告相談会場を開設します。

【橋本商工会議所の確定申告相談会場】

●開設期間・場所
令和六年二月十六日(金)と令和六年三月十四日(木)まで

●相談時間
午前九時～午後四時 ※正午～午後一時の間は業務を休止します。

●相談対象
個人事業者の所得税
個人事業者の消費税
消費税軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が軽減税率(八%)と標準税率(十%)の複数税率になっておりますので、事業者は税率ごとに区分経理を行う必要があります。

●インボイス発行事業者の登録を受けた方へ
※インボイス発行事業者の登録を受けた事業者の方は、基準期間の課税売上高が一〇〇万円以下であっても、消費税の申告が必要となります。

●マイナンバーの対応
確定申告の相談は行いますが、特定個人情報を取り扱わない事とします。よって、相談後、事業者自身でマイナンバーを申告書に記載しマイナンバー確認書類を添付の上、各自で税務署へ持参または郵送してください。

WEBカレンダーダウンロード

国税庁 HP

毎年橋本市のいいところを紹介しているカレンダーが、今年もweb版で登場します。

今年も季節に合わせた橋本のいいところが載った内容となっております。

左記のQRコードから、橋本商工会議所ホームページの、はしもといいところカレンダーのバナークラウドダウンロードできますので是非ご利用ください。

●日時
四月九日(火) 午後一時～五時

●場所
橋本商工会館五階

●内容
①職場実践の課題
②接遇マナーの基本
③接遇対応の基本動作
④電話対応の基本動作

●定員
二十名 (定員に達し次第締切)

●申込方法
参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。

FAX 三三・三三三六

●申込締切
三月二十七日(水)

●お問合せ先
橋本商工会議所
〻 三三・〇〇〇四

令和五年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、令和六年二月十六日(金)から三月十五日(金)まで、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告は、令和六年四月一日(月)までとなっています。橋本商工会議所では、下記の通りの日程で、当所会員事業者の方を対象とする申告相談会場を開設します。

【橋本商工会議所の確定申告相談会場】

●開設期間・場所
令和六年二月十六日(金)と令和六年三月十四日(木)まで

●相談時間
午前九時～午後四時 ※正午～午後一時の間は業務を休止します。

●相談対象
個人事業者の所得税
個人事業者の消費税
消費税軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が軽減税率(八%)と標準税率(十%)の複数税率になっておりますので、事業者は税率ごとに区分経理を行う必要があります。

●インボイス発行事業者の登録を受けた方へ
※インボイス発行事業者の登録を受けた事業者の方は、基準期間の課税売上高が一〇〇万円以下であっても、消費税の申告が必要となります。

●マイナンバーの対応
確定申告の相談は行いますが、特定個人情報を取り扱わない事とします。よって、相談後、事業者自身でマイナンバーを申告書に記載しマイナンバー確認書類を添付の上、各自で税務署へ持参または郵送してください。

載した帳簿及び資格請求書等の保存が必要で、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。また、令和五年十月一日から令和十一年九月三十日までの間に、適格請求書発行事業者以外からの仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

詳細については国税庁HPをご確認ください。

●マイナンバーの対応
確定申告の相談は行いますが、特定個人情報を取り扱わない事とします。よって、相談後、事業者自身でマイナンバーを申告書に記載しマイナンバー確認書類を添付の上、各自で税務署へ持参または郵送してください。

はしもといいところ
webカレンダー2024
ホームページで公開中!

ビジネスマナー
セミナーを開催します
電話対応・ビジネスマナーの基本

令和六年度「ビジネス」言葉づかい
⑤言葉づかい
⑥電話対応の実際

●講師 依藤 由香
(NTTマーケティング
アクト ビジネスマナー
主任講師)

●参加費
・橋本商工会議所会員
日本電信電話ユーザ協会
会員は無料(非会員は千
円)

